

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示に係る企画・設営業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

2023（令和5）年6月16日（金）から18日（日）にかけて、三重県志摩市において、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合（以下「会合」という。）が開催された。

開催に向けた気運醸成や三重の魅力発信、開催支援など、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会が実施した取組や、会合に携わった若い世代の活躍を、実物及びパネル展示、動画放映等により紹介することで、会合開催の記録を引き継ぐとともに、2016年G7伊勢志摩サミットに続き、国主催の国際会議を開催し、成功裏に終わることができた本県の国際会議開催地としての更なる知名度向上を図るため、記念展示を行う。

2 企画提案コンペを行う目的

展示レイアウト等の企画提案について専門知識・技術が必要であり、多様な方法が考えられるため、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施する。

3 委託業務の内容（詳細は、別紙「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示に係る企画・設営業務委託仕様書」のとおり）

- (1) 委託業務名 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示に係る企画・設営業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年2月16日（金）まで
- (3) 成果品
 - ・業務実施体制図及び業務実施スケジュール 2部
（提出時期：契約締結後速やかに）
 - ・業務実施報告書 2部
 - ・業務実施報告書の電子データを格納した記録媒体（DVD-R等） 2部

4 契約上限額 2,887,060円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書 1部

※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第2号様式）

(2) 企画提案書 8部

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～④の内容を簡潔に示すこと。また、企画提案書は、両面印刷の上、長辺を綴じて作成すること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

①委託業務内容

- ・業務実施スケジュール
- ・記念展示の企画について（展示レイアウト、各種図面 など）
- ・記念展示の設営実施計画（資材の搬入等を含む設営スケジュール、安全対策 など）

②本委託業務と類似業務の受託実績とその成果

③業務の実施体制等

- ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制（該当の場合）

④その他の提案

- ・その他、アピールポイントについて
- ・その他、契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。

(3) 経費見積書 8部（正本1部、写し7部）

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書

令和5年12月14日（木）17時まで（必着）

電子メール可。郵送の場合は必着のこと。

参加資格の有無については、令和5年12月15日（金）17時までに回答する。

(2) 企画提案書

令和5年12月28日（木）17時まで（必着）

郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。電子メール、FAXによる提出は不可とする。

(3) 経費見積書

令和5年12月28日（木）17時まで（必着）

郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。電子メール、FAXによる提出は不可とする。

(4) 上記（1）～（3）の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

TEL : 059-224-2638 FAX : 059-224-3024 E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「企画提案コンペ選定委員会」が、以下の項目等により、企画提案

書等を総合的に評価して、最優秀提案を選定する。

- (1) 企画性（比重配点×2）
事業の目的を的確に理解し、目的達成のための手法及び内容が具体的に示されているか。
- (2) 専門性（比重配点×2）
事業の企画・運営に関する専門的なノウハウや優位性等が、具体的に示されているか。
- (3) 独創性
独創的な工夫があるか。
- (4) 計画性
事業の実施体制、スケジュールや工程管理は適切に計画されているか。
- (5) 即応性
委託者からの指示に対し、迅速で柔軟な対応が可能か。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時 令和6年1月10日（水）13時から17時まで
- (2) 場所 プレゼンテーションについては、Zoomを活用しオンラインで行う。
説明者は各提案者3名以内とする。

※提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施する。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知する。

11 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

- (1) 契約実績証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その3未納税額のない証明用）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可。（その3の2）または（その3の3）でも可。）
- (3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

12 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を越えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき。

13 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年12月8日(金)17時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出

※質問申請書を送信したときは、必ず「21 連絡先」まで電話にて着信の確認をすること。

(3) 質問に対する回答

令和5年12月12日(火)17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

なお、質問申請書の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には、質問内容に対する回答ページを確認すること。

14 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(4) 契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 契約は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局において行う。

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

支払い時期は業務完了後とする。詳細は契約条項の定めるところによる。

17 企画提案及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が上記(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

20 その他

(1) 本委託業務に関する参考資料を「7(1)参加資格確認申請書」を提出いただいた事業者へメールにて提供する。

(2) 展示場所の現地確認を行う場合は事前に「21 連絡先」まで連絡すること。

(3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、委託者の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(4) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

(5) 成果物の著作権はG7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会に帰属するものとする。

(6) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

TEL : 059-224-2638 FAX : 059-224-3024 E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp